
「陳情第 28 号 北朝鮮に拉致された横田めぐみさん等日本人の早期救出を求める意見書の提出」に対する党新潟市会議員団の意見と態度

横田めぐみさんをはじめ、いわゆる拉致疑惑に関係しているとされるみなさんのご家族の心情を考えると、一刻も早いこの問題の解決を心から願うものです。しかし、この陳情は、問題の解決に結びつかない重大な問題を含んでいます。まず、説明部分において、ことさら日朝正常化が、拉致問題の解決と対立させられて扱われています。昨年 12 月、超党派訪朝団による勢力によって、道が開かれ、国交樹立に向けた話し合いが続けられています。このことは、拉致問題だけでなく、アジアの平和の点からみても歓迎するところであります。この陳情は、その要請項目においても問題があります。1 では、拉致問題を棚上げにしたままの日朝国交正常化に反対をあげています。これでは問題が逆さまでありますし、この陳情は、国交正常化反対のために、拉致問題を扱っているとしかとれないのであります。そうでなく、拉致問題を解決する為にも国交正常化は、一番確実で、近道なのであります。2 では、辛光洙が国交のある勧告にいた時期においても実現しなかったものでした。国交のない北朝鮮に送られたいま、引渡しを求めるといっても、実際に話し合いの道が開かなければ、実現するものではありません。陳情者は、9 月 25 日の口頭陳述において、主権国家たるものは自国民の安全を確保することは当然のことと主張し、この陳情に賛成しないのはそれをないがしろにするものといわんばかりのことを言っています。これは曲解またはこじつけの解釈といわなければなりません。また、拉致疑惑解決の手段は交渉によるか、戦争よるかしか方法がない等と言っているながら、国交正常化をめざす話し合いの中での問題の解決でなく、同盟国の手助けを求めるなどという主張をしていました。今年 6 月、朝鮮半島では歴史的意義をもった南北首脳会談が行なわれました。その中で南北が平和共存をはかるとともに、いかなる大国の介入にもよらず、自主的な統一を目指すことを合意したことは重要な意義をもっています。これに反して同盟関係を理由に大国の介入を求めるなどということは問題です。国際関係において、同盟関係というのは軍事同盟ということの意味しているわけで、あの口頭説明の方向でいけば、戦争の手段に訴えてもという大変物騒なことになってしまうわけであります。しかも、人道の名によるものといえども、戦争の口実にならないことは近年国際社会の流れです。アメリカが 83 年にグレナダ侵攻したときは、グレナダ在住のアメリカ国民の生命が危機にさらされているということが口実とされました。これに対し

て、国連総会は、アメリカの武力介入を「国際法及びグレナダの独立・主権・領土保全の重大な心外」であると糾弾しました。また、86年リビアに対する爆撃についても「『先生自衛』という考えは憲章第51条には存在しない」と批判され、決議では国連憲章にも国際法にも違反すると宣言されました。89年のアメリカのパナマ侵略を批判した国連総会決議は、アメリカが国際法上、自国民保護のための介入は自衛権であると主張したのに対して、国連総会は、アメリカを名指してパナマ介入が国際法に違反するとして、即時かつ無条件の撤退を求める決議を採択しています。このような流れからしても、同盟関係を発動しても救出せよなどという主張は極めて危険なもので許されるものではありません。**3**

についても、コメ支援の問題についても、ことさら拉致問題とリンクされるのは問題です。そもそも帰国事業をはじめ、この種の人権問題は、他の問題と切り離して純粋に単独で扱われてきました。コメ支援が拉致問題の前提条件だという立論には到底組みすることは出来ません。**4**では、新潟港への「万景峰号」の入港禁止措置を求めること、しかも、それを政府や国会に要請することなどは全く筋違いです。そもそも、港湾法は戦後、港の管理主体を地方自治体として、地方自治の考え方を取り入れてきました。それを国に求めるなどということは、地方自治、とりわけ分権一括法が施行されたもとの、ゆるされるものではありません。それは、昨年ガイドライン法でも第9条1項で、有事に際し、地方に対しては「必要な協力を求めることができる」とされていて、あれこれの指図をすることまで規定しておりません。従って、この要請をガイドライン法以上のものを国に求めることになり、異常であります。以上、述べたことから、この陳情には賛成出来ません。よって、早期に決着をつけるよう求めるものであり、不採択を主張します。